

第四十四条の八を次のように改める。

(飼料製造設備等の特別償却)

第四十四条の八 青色申告書を提出する法人で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第四項に規定する製造業者であるものが、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、同条第二項に規定する飼料を製造するための機械その他の減価償却資産のうち牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第二条に規定する牛海綿状脳症のまん延の防止に寄与するものとして政令で定めるもの(以下この項において「飼料製造設備等」という。)で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は飼料製造設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該飼料製造設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該飼料製造設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該飼料製造設備等の取得価額の百分の十八(建物及びその附属設備については、百分の九)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 青色申告書を提出する法人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第八条第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第九条第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置（製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「製造過程管理高度化設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該製造過程管理高度化設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該製造過程管理高度化設備等の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 第四十三条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条の九第一項中「第二号」を「第一号及び第二号」に改め、同項第一号中「又は特定家庭用機器再商品化法」を「若しくは特定家庭用機器再商品化法」に改め、「の再商品化」の下に「又は使用済自動車」の再資源化等に関する法律第二条第五項に規定する自動車破砕残さの再資源化」を加える。

第四十五条第一項の表の第一号中「百分の九」を「百分の八」に、「百分の五」を「百分の四」に改め、同表の第三号中「以下この号において同じ。」を削り、「百分の七とし、第一欄に掲げる地区のうち水源地域内において事業の用に供される機械及び装置については百分の十二とする。」を「百分の七」に改め、同表の第四号中「製造の事業」の下に「その他政令で定める事業」を加え、「工場用の建物及びその附属設備」を「建物及びその附属設備で、政令で定めるもの」に改める。

第四十五条の二を削る。

第四十五条の三第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号を次のように改める。

一 医療保健業を営む法人	イ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（ロ又はハに掲げる	百分の十四
--------------	---	-------

	ものを除く。）	
	□ 救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の二十
	ハ 医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の二十

第四十五条の三第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、「ない病院用」の下に「若しくは診療所用」を、「いた病院用」の下に「又は診療所用」を、「第二十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「病院の」を「病院又は診療所の」に、「建替え病院用建物」を「建替え病院用等建物」に改め、同条を第四十五条の二とする。

第四十六条第一項第一号及び第四十六条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第四十六条の三第一項中「次の各号に規定する認定のあつた日から当該認定のあつた日を含む事業年度

開始の日（当該認定のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度及び第一号に掲げる場合（同号二に掲げる要件を満たす場合に限る。）における第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）を「適用事業年度」に、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「当該事業年度」を「当該適用事業年度」に改め、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「場合には」を「場合の当該農業経営改善計画（以下この号において「新農業経営改善計画」という。）に係る適用事業年度にあつては」に、「新たな農業経営改善計画に係る認定の日」を「当該新農業経営改善計画に係る次項第一号に規定する適用期間開始日」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する適用事業年度とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事業年度をいう。

一 前項第一号に掲げる場合 同号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととなつた最初の

日を含む事業年度開始の日（当該最初の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日。以下この号において「適用期間開始日」という。）以後五年を経過した日の前日までの期間（同項第一号に規定する新農業経営改善計画にあつては、同号に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度終了の日（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日）の翌日（その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日）から当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間）内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度及び同号二に掲げる要件を満たす場合における第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）

二 前項第二号及び第三号に掲げる場合 同項第二号又は第三号に規定する認定のあつた日から当該認定のあつた日を含む事業年度開始の日（当該認定のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）

第四十七条の見出しを「(優良賃貸住宅等の割増償却等)」に改め、同条第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の三十六」に、「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第三項」を「第三項又は前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 法人が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する建築物(政令で定めるものに限る。)の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良(用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。)をし、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日を含む事業年度の当該賃貸住宅(当該改良のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「改良優良賃貸住宅」という。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該改良優良賃貸住宅の普通償却限度額と特別償却限度額(当該改良優良賃貸住宅の取得価額の百分の十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一 賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要がある優良な賃貸住宅として政令で定めるもの

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの

第四十七条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第三項第五号」を「第三項第三号」に、「百分の九」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「第五号まで」を「第四号まで」に、「（第三号に掲げる建築物については、建物及びその附属設備と併せて設置される駐車場の用に供する機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）並びに第六号」を「並びに第五号」に改め、同項第二号中「規定する再開発事業」の下に「（政令で定める要件を満たすものに限る。）」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に基づいて行われる同法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

第四十七条の二第三項第四号中「第七条」を「第八条」に、「第二条に規定する特定建築物」を「第二条第三号に規定する特別特定建築物」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 削除

第五十条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する支出した金額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

第五十二条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を削り、同条第二項中「第四十九条第二項」を「第五十条第二項」に改める。

第五十二条の二第一項中「第四十二条の五第一項」の下に、「第四十二条の六第一項」を加え、「第四十二条の八第一項」を削り、「第四十四条の四から第四十四条の七まで又は第四十四条の九から第四十八条まで」を「第四十四条の三第一項又は第四十四条の四から第四十八条まで」に改め、同条第二項及び第五項中「第四十五条の三第二項」を「第四十五条の二第二項」に改める。

第五十二条の三第一項中「で特別償却に関する規定」を「で前条第一項に規定する特別償却に関する規定（以下この項及び第十一項において「特別償却に関する規定」という。）」に改め、「前条第一項に規定する」及び「（以下この項及び第十一項において「特別償却に関する規定」という。）」を削り、同条第四項及び第十三項中「第四十五条の三第二項」を「第四十五条の二第二項」に改める。

第五十三条第一項第二号を次のように改める。

二 第四十二条の五から第四十二条の七まで又は第四十二条の十から第四十八条までの規定

第五十五条第一項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に改め、同条第二項第一号中「水産動植物」及び「養殖、」を削り、「これらに類する」を「これに類する」に改める。

第五十五条の五第一項及び第七項中「金属鉱業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改める。

第五十五条の六第一項及び第九項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第五十七条を削る。

第五十六条の四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第十項及び第十一項中「第五十六条の四第三項」を「第五十七条第三項」に、「第五十六条の四第五項」を「第五十七条第五項」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十七条の六第十三項中「分割承継法人の当該分割」を「被現物出資法人の当該現物出資」に改める。

第五十七条の九第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第三章第三節を削る。

第五十八条の二第十一項から第十四項までの規定中「第五十八条の二第四項」を「第五十八条第四項」に改め、第三章第三節の二中同条を第五十八条とする。

第三章第三節の三中第六十条を削り、第五十九条を第六十条とする。

第五十八条の三第三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損

金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

第三章第三節の二中第五十八条の三を第五十九条とし、同節を同章第三節とする。

第三章第三節の三を同章第三節の二とする。

第六十一条の見出しを「(漁業協同組合等の留保所得の特別控除)」に改め、同条第一項中「農業協同組合及び農業協同組合連合会(農業協同組合法第十条第一項第三号に掲げる事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く。)、森林組合、森林組合連合会、」を削り、「水産加工業協同組合連合会」の下に「森林組合、森林組合連合会」を加え、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の九」に改める。

第六十一条の四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「五千万円」

を「一億円」に改め、同項第一号中「百分の二十」を「百分の十」に改める。

第六十二条第一項中「並びに第四十二条の五第五項」を「並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項」に改め、「第四十二条の八第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」に改め、同条第六項第二号中「第四十二条の四、第四十二条の五及び第四十二条の七」を「第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九」に改め、「第四十二条の五第二項」の下に「第四十二条の六第二項」を加え、「第四十二条の八第二項」を削り、「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「第四十二条の十一第二項中」を「第四十二条の十一第六項中」に改める。

第六十二条の三第一項中「並びに第四十二条の五第五項」を「並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項」に改め、「第四十二条の八第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」に改め、同

条第四項第二号中「土地開発公社に対する土地等の譲渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡」を「第五号に掲げる譲渡又は土地開発公社に対する政令で定める土地等の譲渡に該当するもの」に改め、同項第十三号中「第八号」を「第六号、第九号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第八号」を「第六号、第九号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第八号」を「第五号又は第九号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第五号又は第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「又は第二号」を「第二号又は第五号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「前二号」を「前三号」に、「第十号から第十三号まで」を「第十号から第十四号まで」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「前号、第八号又は第七号とし、同項第五号中「の請求又は」を「若しくは第三項の請求若しくは」に改め、「基づく」の下に「マンション建替事業（」を加え、「の同条第五号」を「をいう。以下この号において同じ。」の施行者（同法第二条第五号）に改め、「施行者」の下に「をいう。以下この号において同じ。」を加え、「で、当該譲渡」を「又は同法第二条第六号に規定する施行マンションが政令で定める建築物に該当し、

かつ、同条第七号に規定する施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であるマンション建替事業の施行者に対する土地等（同法第四十五条第二項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡で、これらの譲渡」に、「当該事業」を「これらのマンション建替事業」に改め、「供されるもの」の下に「（前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業（当該認定計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）の同法第二十三条に規定する認定事業者（当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した都市基盤整備公団及び地域振興整備公団を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの（前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第六十二条の三第五項中「前項第八号から第十三号まで」を「前項第九号から第十四号まで」に改め、

同条第七項中「第四項第八号から第十一号まで」を「第四項第九号から第十二号まで」に、「同項第十二号若しくは第十三号」を「同項第十三号若しくは第十四号」に、「同項第八号から第十三号まで」を「同項第九号から第十四号まで」に改め、同条第八項中「第四項第八号から第十三号まで」を「第四項第九号から第十四号まで」に、「並びに第四十二条の五第五項」を「並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項」に改め、「第四十二条の八第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」に改め、同条第十一項第二号中「第四十二条の四、第四十二条の五及び第四十二条の七」を「第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九」に改め、「第四十二条の五第二項」の下に「第四十二条の六第二項」を加え、「第四十二条の八第二項」を削り、「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「第四十二条の十一第二項中」を「第四十二条の十一第六項中」に改める。

第六十三条第一項中「並びに第四十二条の五第五項」を「並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条

の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項」に改め、「第四十二条の八第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一 国、地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡で政令で定めるもの（第十号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第六十四条第一項第三号中「緑資源公団法第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イ」に、「緑資源公団法第二十二条の四第二項」を「独立行政法人緑資源機構法第十条第二項」に改める。

第六十五条第一項第二号中「緑資源公団法第十八条第一項第八号」を「独立行政法人緑資源機構法第十条第一項第八号」に改め、同項第四号中「緑資源公団法第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イ」に改める。

第六十五条の四第一項第十九号中「に規定する石油の備蓄」を「の国家備蓄石油の管理」に改め、同項第二十三号中「第六十四条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第六十五条の五第一項第一号中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改める。

第六十五条の七第一項の表以外の部分中「第二十号の上欄のイからハまでに掲げる法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「平成十年一月一日」に改め、「とする。」及び「(同表の第二十号の場合(同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。))の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十)」を削り、同表の第一号中「とする。以下この表」を「とする。第二十二号」に改め、同表の第十六号中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、同表の第二十号を次のように改める。

二十 削除	
----------	--

第六十五条の七第一項の表の第二十三号中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第七項」に改め、同条第十五項第二号中「第二十号」を削る。

第六十五条の八第一項中「第二十号の上欄のイからハまでに掲げる法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「平成十年一月一日」に改め、「とする。」及び「(同表の第二十号の場合(同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。))の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十。次項において同じ。)」を削る。

第六十五条の九中「第二十号の上欄のイからハまでに掲げる法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「平成十年一月一日」に改め、「とする。」を削る。

第六十六条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する共同事業再編計画(同条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この項において同じ。)に係る同条第一項

の認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。以下この項において同じ。）を受けたもの（同法第十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項において「共同事業再編法人」という。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る他の共同事業再編法人と共同して当該共同事業再編計画に従つて新たに法人（その発行済株式の総数又は出資金額の全部が当該共同事業再編計画に係る当該共同事業再編法人及び当該他の共同事業再編法人により保有される会社に限る。以下この項において「共同新設会社」という。）を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（当該設立のための出資により当該共同事業再編法人が当該共同新設会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十以上の株式の数又は出資の金額を保有するものであることその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定共同出資」という。）をした場合において、当該特定共同出資により取得した株式又は出資（第五十五条第一項又は第九項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得した事業年度において、当該特定共同出資により生じた差益金の額として政令で定める金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金